

# 特記仕様書

- 1 件名  
宮古島 (7) 燃料施設計量機修理
- 2 場所  
沖縄県宮古島市上野字野原 8-3-5 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- 3 履行期間  
契約日の翌日から令和7年9月30日まで
- 4 概要  
懸垂式計量機給油ノズルの不可動・・・3箇所
- 5 一般仕様
  - (1) 一般事項  
ア 本役務は、本特記仕様書によるほか、設計図及び標準仕様書等の定めるところに従い誠実に行う。  
イ なお、特記仕様書の記載内容は、標準仕様書等の記載内容に優先するものである。また、これらに定めのない事項については、監督官との協議によるほか、以下の基準類により実施する。
    - (ア) 標準仕様書等
    - (イ) 公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) 令和7年版
      - a 公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) 令和7年版
      - b 積算基準類
    - (ロ) 公共建築工事積算基準
      - a 公共建築工事積算基準の運用
      - b その他の基準類
    - (ハ) 公共建築工事標準仕様書
  - (2) 駐屯地への立入りのために必要な手続き及び駐屯地規則遵守の徹底  
ア 駐屯地への立ち入り及び行動 (出入り手続・火気取扱い・通行路等) は、当該駐屯地の規則 (部隊諸規則) 及び関係者の指示を厳守して行うものとし、施工地域以外への立入りを禁止する。  
イ なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合は、所定の手続きを行う。  
ロ 駐屯地の区域内における車両の通行ルートの安全対策については、受注者において十分管理するものとし、通行ルート、施工場所周辺の道路等は、土砂等の飛散による粉じんが発生しないように清掃しななければならない。  
ハ 駐屯地の区域内の施設等に損傷を与えないよう十分注意して施工する。万一破損させた場合は、速やかに監督官及び駐屯地の管理者に報告するとともに、受注者の負担において原形に復旧する。また、第三者等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償する。
  - (3) 現場管理  
ア 現場代理人等  
イ 受注者は、本役務の着手に先立ち現場代理人及び主任技術者を配置する。  
ロ なお、現場代理人と主任技術者は兼任できる。  
ハ 本役務の施工に際し、資格を必要とする作業等については、その資格の免状の写しを監督官に提出する。  
ニ 発生材等の処理  
イ 本役務による発生材は、金属屑については駐屯地内の監督官の指示する場所に集積・整理する。また、金属屑以外の発生材については、産業廃棄物として関係法令等に基づき適切に処分し、処理完了後、産業廃棄物管理票 (マニフェスト) E票 (写し) を提出する。  
ロ 養生  
イ 既存施設部分、目的物の施工済み部分等については、汚損しないよう適切な養生を行う。  
ロ 後片付け  
イ 役務の完了に際しては、当該範囲に関する部分の後片付け及び清掃を行う。

- (5) 提出書類等  
ア 本役務の写真は、カメラ (カラー) 又はデジタルカメラ (総画素数80万画素以上及びフレイム形式 JPE G) を使用し、着事前、施工中、完成時及び監督官の指示するところを撮影し、監督官に提出する。  
イ その他の提出書類等は、標準仕様書及び監督官の指示による。

## 6 役務仕様

- (1) 材料  
ア 本役務に使用する材料は設計図書に適合するものとし、全て新品とする。  
イ 材料の色等については、監督官の指示を受ける。  
ロ 材料の搬入ごとに、監督官に報告する。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。  
ハ 現場に搬入した材料は、種別ごとに監督官の検査を受ける。ただし、あらかじめ監督官の承諾を受けた場合は、この限りでない。

- (2) 仮設  
本役務では原則として、駐屯地の用水、電力の使用はできない。使用する場合は、仮設用メーターを設置し使用料を徴収する。

## (3) 修理内容

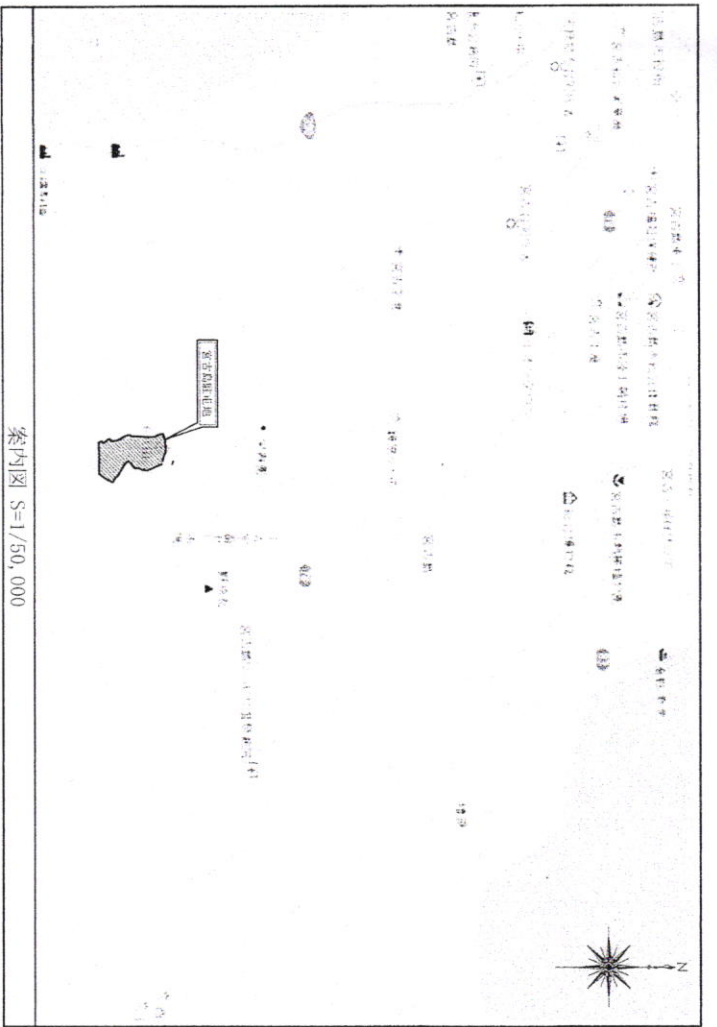
修理を行う計量機は下表による。	名称	製造所	規格(型式)	数量
施工場所				
燃料施設	懸垂式計量機(25-297)1号、2号	日立製作所 日立製作所(株)	SHAW-TL	2台
イ 下表に示す作業を実施する。	名称	項目	規格(型式)	数量
燃料施設	懸垂式計量機(25-297)	電圧基板取替 制御基板取替 DIP基板取替	SV変換基盤・SS21191-A SV変換基盤・SS21191-B マイコンプログラ基板・SS21827-D 制御基板・SS22728-D	3枚 3枚 3枚 3枚

- (4) 修理完了後、監督官立会いのもと、計量機が正常に動作することを確認する。  
イ 本役務に上つても計量機が正常に動作しない場合は、その原因を調査し修理に係る見積書添えて監督官に報告する。

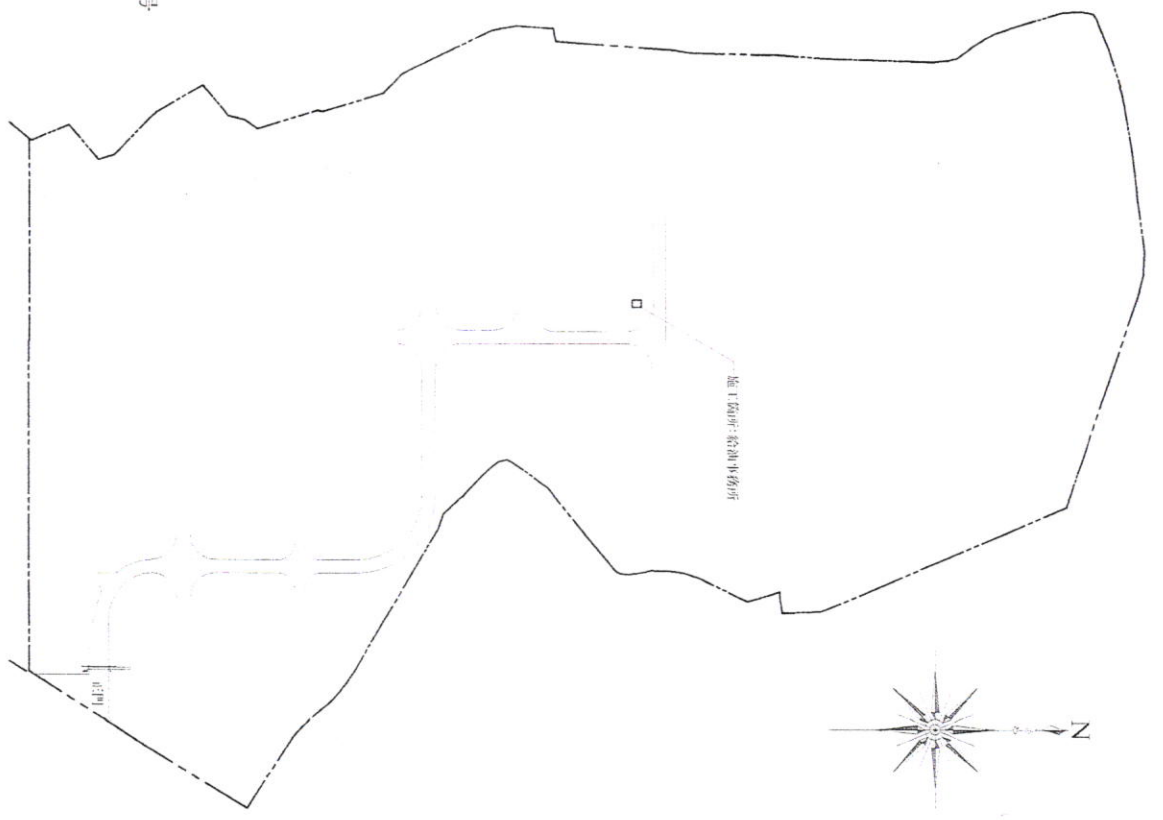
(注) 仕様変更

本役務における駐屯地の出入り時間は、8時30分から17時までとする。ただし、これを超える時間については、監督官と協議の上、実施する。

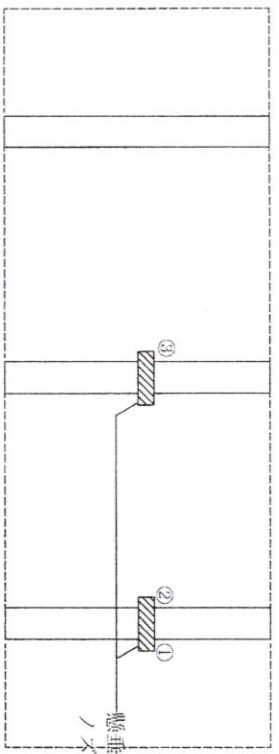
件名	宮古島 (7) 燃料施設計量機修理	図名	特記仕様書	図番	R7.6.9
図名	宮古島駐屯地業務管理科				



案内図 S=1/50,000



配置図 S=1/3,000



20号燃料施設敷地平面図 S=1/200

件名	宮古島(7) 燃料施設計量機修理	図名	案内図・配置図・平面図	図示	3/3
図名	宮古島駐屯地業務隊 管理科	図示			R7.6.9